

# 東京二十三区清掃一部事務組合材料検査実施基準

平成12年4月1日  
施設管理部長決定

## (目的)

第1条 この基準は、工事監督基準（平成12年4月1日付け副管理者決定）第35条に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合において施行する工事に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について必要な事項を定める。

## (適用範囲)

第2条 この基準は、東京二十三区清掃一部事務組合工事施行規程（平成12年訓令第36号）第2条第1号で定める工事の材料検査に適用する。

## (検査の実施)

第3条 材料検査は、原則として監督員が行う。

- 2 材料検査に関する事務は、当該工事を担当する課の課長（以下「工事担当課長」という。）が中心となり、監督員により処理しなければならない。

## (材料検査の方法)

第4条 材料検査の方法は、別表1に定めるとおりとする。

なお、これによりがたい場合は、別途工事担当課長の指示による。

## (品目別の検査方法)

第5条 工事等における品目ごとの検査の方法は、それぞれの工事区分について別表2から別表6までに定めるとおりとする。

- 2 工事担当課長は、別表2から別表6までに定める検査方法によることが適当でないと認められる場合は、理由を付して、その検査方法を変更することができる。
- 3 別表2から別表6までに定めのない品目の材料検査の方法は、特記仕様書等で別に定めるものを除き、工事担当課長の指示による。
- 4 試験による検査のうち、材料検査を行う年度内に当組合で実施した材料検査において、同一工場で製作された同一品目の材料の検査が1回で合格している場合は、工事担当課長の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。
- 5 監督員は、試験による検査を実施した場合、本実施基準第11条第1項による工事担当課長への報告が完了した後、速やかに別に定める様式へ検査概要について入力しなければならない。

## (材料検査請求書等)

第6条 監督員は、契約の相手方から材料検査請求書（受注者提出書類処理基準（平成12年4月1日付け副管理者決定。以下「処理基準」という。）（工）第18号様式）が提出されたときは速やかに検査を行わなければならない。

なお、確認、照合、書類による検査については、材料検査請求書の代わりに材料搬入予定調書（処理基準（工）第20号様式）を提出できる。

## (理化学試験)

第7条 監督員は、契約の相手方に理化学試験を行わせる場合は、原則として公的な第三者試験研究機関を指定する。この場合、監督員の立会いは不要とする。

なお、監督員の立会いを条件に、試験設備を有する製造業者等で試験を行うことができる。

- 2 土木工事において前項の理化学試験を行わせる場合は、契約の相手方に試験委嘱指

定申請書（処理基準（工）第22号様式）を提出させ、試験委嘱指定申請書に所要事項を記入の上、契約の相手方に交付する。

3 監督員は、理化学試験の供試体を採取するときは、契約の相手方の立会の上行う。ただし、材料の性質上搬入後直ちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。

4 監督員は、採取した供試体を送付するときは、供試体に封印等をしなければならない。ただし、工事担当課長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

（契約の相手方の立会）

第8条 監督員は、材料検査を行おうとするときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。

（職員の立会）

第9条 工事等の現場以外で行う「試験による検査」（理化学試験を除く。）は、原則として監督員のほかに工事担当課長が所属職員の中から指定した者を立ち合わせるものとする。

2 「確認、照合、書類による検査」を工事等の現場以外で行う場合には、前項と同様とする。ただし、工事担当課長が認める場合は他の職員の立会いを要しない。

3 第1項又は前項の場合において、工事担当課長は、所属職員に代えて所属職員以外の者に立会いを求めることができる。

（検査結果判明後の措置）

第10条 監督員は、材料検査を完了したときは、速やかに契約の相手方に合否を通知し、不合格品がある場合は、契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。

2 材料の性質上施工後に理化学試験の結果が不合格と判明した場合又は使用後に書類による検査の結果が不合格となることが判明した場合は、工事担当課長の指示に基づいて処理する。

（検査結果の報告）

第11条 監督員は、材料検査を完了したときは、材料検査報告書（処理基準（工）第19号様式）により工事担当課長に報告するとともに契約の相手方にも材料検査報告書により合否の通知をしなければならない。ただし、第6条に定める材料搬入予定調書を提出する材料検査は、材料検査報告書に代えて契約の相手方に材料搬入実績調書（処理基準（工）第20号様式）を提出させ、これを取りまとめの上、工事担当課長に報告する。

2 監督員は、第6条なお書きの材料検査を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項と同様に工事担当課長に報告しなければならない。

(1) 使用前に不合格を確認して契約の相手方に引取りを指示したとき

(2) 施工後に理化学試験の結果が不合格と判明したとき

(3) 書類による検査の結果が不合格と判明したとき

附 則

この基準は平成12年4月1日より施行する。

附 則（平成15年6月11日 15清施工第104号）

この基準は、平成15年6月1日以降に起工決定する請負工事から適用する。

附 則（平成17年2月18日 16清施工第361号）

この基準は、平成17年4月1日以降に契約する請負工事から適用する。

なお、平成17年4月1日より前に契約している請負工事について、本基準を適用す

る場合は、受託者と協議の上適用させる。

附 則（平成 27 年 1 月 23 日 26 清施技第 1259 号）

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約する請負工事から適用する。

なお、平成 27 年 4 月 1 日より前に契約している請負工事について、本基準を適用する場合は、受託者と協議の上適用させる。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日 31 清施技第 1243 号）

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日以降に契約する請負工事から適用する。

なお、令和 2 年 4 月 1 日より前に契約している請負工事について、本基準を適用する場合は、受託者と協議の上適用させる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 4 清施技第 1291 号）

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日以降に契約する請負工事から適用する。

なお、令和 5 年 4 月 1 日より前に契約している請負工事について、本基準を適用する場合は、受託者と協議の上適用させる。

## 別 表

別表 1 材料検査の方法

（別表 1－1 土木工事）

（別表 1－2 建築工事・建築機械設備工事・建築電気設備工事・プラント工事）

別表 2 土木工事

別表 3 建築工事

別表 4 建築機械設備工事

別表 5 建築電気設備工事

別表 6 プラント工事（焼却炉、その他準ずる設備）

## 土木工事

検査の種類		検査方法	備考
品質検査	試験による検査	外観、形状、寸法、重量、性能、品質管理上の成績表等について観測判定するほか、理化学試験又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果により判定する。	(1) 次の材料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの ア 工事等で重要な材料 イ 特注品 (2) 新製品、特殊製品等で当該製品の性質、性能を判定する必要があるもの (3) 現場搬入後、監督官庁による検査が行われる材料のうち、試験が必要なもの
	確認による検査	外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品（現物見本を含む。）、カタログ、製作図、試験成績表等により観測し判定する。	(1) 理化学的性質及び製品の性能について規定されていないもの (2) J I S等規格品であるが、規格を証明するマークの表示がないもの (3) J I S等規格品であるが、意匠などの加工を加えたもの
	照合による検査	J I S等の規格を証明するマークの表示又はJ I S等に基づく規格証明書と現品を照合し判定する。	(1) J I S等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの (2) J I S等規格品で、規格証明書が添付されており、照合ができるもの
	書類による検査	使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査し判定し、使用（施工）後に「土木工事施工管理基準」（東京都建設局）等に基づく施工管理の記録、理化学試験の結果、出来形及び工事記録写真等により確認する。	(1) 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目で、施工管理記録等により品質が確認できるもの (2) 「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」（東京都建設局）の対象となる橋りょう工事に使用するもの (3) 「アスファルト混合物事前審査制度（試行）」（東京都建設局）の対象品目  なお、製作・製造及び施工段階での品質管理を厳密に行うことが前提である。
数量検査	検量による検査	使用前に直接材料を検量する。	原則として、ブロック類のように、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法（出来形による検査）とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては、使用前に直接、材料を計量する方法（検量による検査）によるものとする。 数量は所要数量とする。
	出来形による検査	使用後に出来形等により間接的に確認する。	

注1 品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、検査職員が標準仕様書、「土木材料仕様書」（東京都建設局）、特記仕様書等の規定に照らして検査するものをいう。

注2 数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書等に照らして検査するものとする。

## 建築工事・建築機械設備工事・建築電気設備工事・プラント工事

検査の種類	検査方法	備考
試験による 検査	<p>(1) 監督員の立会いの上材料の製作者の試験設備（工場、試験場等）において試験を行い、その結果得られた成績表に基づき検査をする。</p> <p>(2) 公的な試験機関（国立、公立その他これに準ずる試験研究機関、大学等）において試験を行い、その結果得られた試験成績表に基づき検査をする。</p>	<p>(1) 試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの</p> <p>(2) 設計図書で試験による性能等の確認を指定されている材料</p> <p>なお、検査方法の欄(2)の場合においては、監督員の立会いを要しない。</p>
確認による 検査	<p>設計図書、承諾函、試験成績表、カタログ等に基づき検査をする。</p>	<p>試験による検査及び照合による検査の対象とされる材料以外の材料</p> <p>検査方法の欄における試験成績表は、監督員の立会いを要しないで、材料の製作者等の試験設備を利用して試験を行った結果得られたものをいう。</p>
照合による 検査	<p>規格を証するマーク等に基づき検査する。</p>	<p>J I Sその他の規格を証明するマーク等の表示されている規格品（都において適当と認める品質証明が添付されている製品を含む。）</p>

## 別表2

## 土木工事

番号	品目	検査方法						提出書類の区分		摘要
		品質				数量		承諾	監督	
		試験	確認	照合	書類	検量	出来形			
101	洗砂利		○				○		○	
102	コンクリート用砕石			○			○		○	
103	コンクリート用砕砂			○			○		○	
104	コンクリート用洗砂		○				○		○	
105	アスファルト混合物用洗砂									注3
106	構造用軽量コンクリート骨材									注3
107	砂		○				○		○	
108	再生砂（RC-10）		○				○		○	注11、注13
109	クラッシュラン			○	○		○		○	注11、注13
110	再生クラッシュラン		○		○		○		○	注11、注13
111	粒度調整砕石			○	○		○		○	注11、注13
112	再生粒度調整砕石		○		○		○		○	注11、注13
113	単粒度砕石			○			○		○	
114	スクリーニングス									注3
115	砕石ダスト		○				○		○	
116	道路用鉄鋼スラグ			○	○		○		○	注11、注14 高炉徐冷スラグのみ試験
117	舗装用石粉			○			○	○		
118	割ぐり石		○				○		○	
119	玉石		○				○		○	
120	改良土		○				○		○	
121	アスファルト混合物熔融スラグ		○				○		○	
122	アスファルト混合物用汚泥焼却灰		○				○		○	
123	コンクリート用再生骨材H			○			○		○	すりへり減量は砕石に適用
201	一般構造用圧延鋼材			○			○		○	注4
202	溶接構造用圧延鋼材			○			○		○	注4

番号	品 目	検 査 方 法						提 出 書 類 の 区 分		摘 要
		品 質				数 量		承 諾	監 督	
		試 験	確 認	照 合	書 類	検 量	出 来 形			
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材			○		○		○		注4
204	ね ず み 鋳 鉄 品			○				○	○	
205	球 状 黒 鉛 鋳 鉄 品			○				○	○	
206	炭 素 鋼 鋳 鋼 品			○				○	○	
207	炭 素 鋼 鍛 鋼 品			○				○	○	
208	配 管 用 炭 素 鋼 鋼 管			○		○	○	○		注2
209	一 般 構 造 用 炭 素 鋼 鋼 管			○		○	○	○		注2
210	一 般 構 造 用 軽 量 形 鋼			○		○	○	○		注2
211	ス テ ン レ ス 鋼 材			○		○	○	○		注2
212	ミーハナイトメタル		○			○		○		
213	アルミニウム合金鋳物			○				○	○	
214	アルミニウム合金押出形材			○				○	○	
215	鉄筋コンクリート用棒鋼			○				○	○	
216	P C 鋼線及びP C 鋼より線			○				○	○	
217	P C 鋼 棒			○				○	○	
218	鋼 管 ぐ い			○		○	○		○	注2
219	H 形 鋼 ぐ い			○		○	○		○	注2
220	熱 間 圧 延 鋼 矢 板			○		○	○		○	注2
221	溶 接 用 熱 間 圧 延 鋼 矢 板			○		○	○		○	注2
222	鋼 管 矢 板			○		○	○		○	注2
223	軽 量 鋼 矢 板		○					○	○	
224	摩擦接合用高力六角ボルトのセット			○				○	○	六角ナット、平座金含む。
225	摩擦接合用トルシア形高力ボルトのセット			○				○	○	六角ナット、平座金含む。
226	タ イ ロ ッ ド 類	○				○	○	○		注2
227	ス タ ッ ド			○				○	○	

番号	品 目		検 査 方 法					提 出 書 類 の 区 分		摘 要
			品 質			数 量		承 諾	監 督	
			試 験	確 認	照 合	書 類	検 量			
228	鉄 網			○				○		
229	溶 接 金 網				○			○		
230	ひ し 形 金 網				○			○		
231	ク リ ン プ 金 網				○			○		
232	ネ ッ ト フ ェ ン ス 構 成 部 材				○			○		
233	じ ゃ か ご				○			○		
234	道 路 び ょ う			○				○		
235	反 射 性 道 路 び ょ う			○				○		
236	防 護 さ く			○				○		
237	道 路	路 側 式		○				○	○	
	標 識	オ ー バ ー ハ ン グ 式		○				○	○	
238	道 路 反 射 鏡			○				○		
239	視 線 誘 導 標			○				○		
240	照 明 灯 柱 テ ー パ ー ポ ール		別紙-5によること							
241	道 路 照 明 用 器 具		別紙-5によること							
242	橋 梁 用 高 降 伏 点 鋼 板 (SBHS)				○		○	○		
301	ポ ル ト ラ ン ド セ メ ン ト				○		○	○	注 6	
302	高 炉 セ メ ン ト				○		○	○	注 6	
303	エ コ セ メ ン ト				○		○	○	注 6	
304	フ ラ イ ア ッ シ ュ				○		○	○	注 6	
305	安 定 処 理 用 石 灰				○		○	○	注 6	
306	セ メ ン ト 系 固 化 材			○			○	○	注 6	
307	一 般 用 レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト		○			○		○	注 13、注 15	
308	舗 装 用 レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト		○			○		○	注 13、注 15	
309	水 中 用 レ デ ィ ー ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト		○			○		○	注 13、注 15	



番号	品 目	検 査 方 法						提 出 書 類 の 区 分		摘 要
		品 質				数 量		承 諾	監 督	
		試 験	確 認	照 合	書 類	検 量	出 来 形			
310	再生骨材Mを用いたコンクリート	○			○		○	○		
311	再生骨材Lを用いたコンクリート	○			○		○	○		
312	セメント処理混合物	○			○		○	○	○	注 11
313	遠心力鉄筋コンクリート管			○		○			○	
314	プレストレストコンクリート管			○		○		○		
315	舗装用コンクリート平板			○			○	○		
316	視覚障害者誘導用ブロック			○			○	○		
317	インターロッキングブロック			○			○	○		
318	鉄筋コンクリートU形			○			○		○	
319	鉄筋コンクリートU形用ふた			○			○		○	
320	鉄筋コンクリートL形			○			○		○	
321	鉄筋コンクリート特殊L形			○			○		○	(鉄筋コンクリートU型ふた掛け用)
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊			○			○		○	(場所打側溝ふた掛け用)
323	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊			○			○		○	(建設省型)
324	コンクリート境界ブロック			○			○		○	
325	歩車道境界特殊コンクリートブロック			○			○		○	
326	セミフラット型街きよ		○				○	○		
327	集水ますブロック類		○				○		○	(街きよ用、L形用、U形用)
328	鋳鉄製格子型集水ます用ふた		○				○		○	
329	汚水ます(L形・円形)ブロック類		○				○		○	
330	人孔側塊			○			○		○	
331	人孔床版塊		○				○		○	
332	人孔ふた			○			○	○		
333	人孔付属物		○				○		○	
334	植樹帯用コンクリートブロック		○				○		○	

番号	品目	検査方法						提出書類の区分		摘要
		品質				数量		承 諾	監 督	
		試 験	確 認	照 合	書 類	検 量	出 来 形			
335	道路浸透ます (コンクリート枠)		○				○		○	
336	公園用ハンドホール		○				○		○	
337	鉄筋コンクリート境界標杭		○				○		○	
338	コンクリート積みブロック	○					○	○		
339	空洞コンクリートブロック			○			○	○		
340	プレストレストコンクリート矢板			○		○		○		
341	遠心力鉄筋コンクリートくい			○		○		○		
342	プレテンション方式遠心力高強度 プレストレストコンクリートくい			○		○		○		注17
343	道路橋用プレストレストコンクリ ート橋げた			○			○	○		
344	鉄筋コンクリート管 (ソケット)			○		○			○	
345	プレキャスト街きょブロック		○				○	○		
401	石油ア スファ ルト	ストレート 20~40								注3
		ストレート 40~300								注3
402	ポリマー改質アスファルトⅠ型									注3
403	ポリマー改質アスファルトⅡ型									注3
404	ポリマー改質アスファルトⅢ型-W									注3
405	ポリマー改質アスファルトH型									注3
406	トリニダッドレイクアスファルト									注3
407	硬質アスファルト									注3
408	石油アスファルト乳剤			○			○	○		
409	改質アスファルト乳剤		○				○	○		
410	アスファルト混合物				○		○	○		注5
411	再生加熱アスファルト混合物				○		○	○		注5
412	ポリマー改質再生アスファルト混合物				○		○	○		注5
413	グースアスファルト混合物				○		○	○		注5

番号	品 目	検 査 方 法						提 出 書 類 の 区 分		摘 要
		品 質				数 量		承 諾	監 督	
		試 験	確 認	照 合	書 類	検 量	出 来 形			
414	常 温 混 合 物				○		○	○		注 5
415	アスファルト処理混合物				○		○	○		注 5
416	再生加熱アスファルト処理混合物				○		○	○		注 5
417	半たわみ性アスファルト混合物				○		○	○		注 5
418	保水性アスファルト混合物				○		○	○		注 5
419	接着剤（橋面舗装用）		○				○	○		
420	防 水 剤 （橋面舗装用）	合成ゴム溶剤型		○				○	○	
		瀝青系加熱型		○				○	○	
		シ ー ト 系		○				○	○	
		貼付用アスファルト		○				○	○	
421	目地材（橋面舗装用）		○				○	○		
501	エッチングプライマー			○			○			注 4
502	ジンクリッチプライマー		○				○			注 4
503	ジンクリッチペイント		○				○			注 4
504	一般用さび止めペイント			○			○			注 4
505	亜酸化鉛さび止めペイント			○			○			注 4
506	シアナミド鉛さび止めペイント			○			○			注 4
507	鉛・クロムフリーさび止めペイント			○			○			注 4
508	合成樹脂調合ペイント			○			○			注 4
509	エポキシ樹脂塗料下塗		○				○			注 4
510	超厚膜形エポキシ樹脂塗料		○				○			注 4
511	変性エポキシ樹脂塗料		○				○			注 4
512	ふっ素樹脂塗料		○				○			注 4
513	道路標示塗料		○				○	○		
514	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料		○							注 4

番号	品 目		検 査 方 法				提 出 書 類 の 区 分		摘 要
			品 質		数 量		承 諾	監 督	
			試 験	確 認	照 合	書 類			
515	構造物用さび止めペイント				○		○		注4
516	鋼構造物用耐候性塗料				○		○		注4
601	樹木・株物	樹 木		○			○		
		株 物		○			○		
602	芝			○			○		
603	地被植物・草花			○			○		
604	植栽保護材料			○			○		
605	土壌及び 土壌改良材	土 壌		○			○		
		土 壌 改 良 材		○			○		
606	肥料・農薬			○			○		
701	目 地 板			○			○		
702	注 入 目 地 材			○			○		
703	ポリ塩化ビニル止水板				○		○		
704	硬質塩化ビニル管				○			○	
705	エポキシ樹脂モルタル			○			○		注4
706	高輝度反射材			○			○	○	
707	地 点 標			○			○		
	造園材料（石材）			○			○	○	注2
	造園材料（木材）			○			○	○	注2
	組立人孔（規格品）				○		○	○	注8
	組立人孔（特殊品）			○			○	○	
	通信用塩化ビニル管（PV管）				○		○		注9
	通信用塩化ビニル管ダクトスリーブ				○		○		注9
	通信用塩化ビニル管用管枕			○			○		注9
	通信用塩化ビニル管用潤滑剤			○			○		
	電力用塩化ビニル管（SVP管）				○		○		注9

番号	品目	検査方法					提出書類の区分		摘要	
		品質				数量		承諾		監督
		試験	確認	照合	書類	検量	出来形			
	電力用塩化ビニル管ダクトスリーブ			○		○		○		注9
	電力用塩化ビニル管用管枕		○			○		○		注9
	電力用塩化ビニル管用接着剤		○			○		○		注9
	電線共同溝U型ボックス(特殊部)		○			○		○		注9
	電線共同溝鋳鉄製蓋		○			○		○		注9
	電線共同溝ふた用銘板		○			○		○		注9
	電線共同溝用埋設シート		○			○		○		注9
	粒状改良土		○				○		○	
	流動化処理土		○				○		○	
	低騒音舗装用排水パイプ		○			○		○		
	アルミニウム高欄・柵		○				○	○		
	プレキャスト街きょブロック		○				○	○		
	当組合以外の管理者が使用を定めている物品		○				○	○		注16

- 注1) 提出書類の区分の欄の「承諾」とは「承諾申請書」(処理基準(工)第11号様式)を、「監督」とは「監督員資料提出届」(処理基準(工)第21号様式)のことをいう。
- 注2) 検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形による検査とし、設置後の数量の確認が困難なものについては、検量による検査とする。
- 注3) 主に工場素材として使用する材料は、材料検査は不要とし、検査方法、提出書類の区分の欄を空欄とした。  
なお、事前審査制度の対象となっていない工場の素材として使用する場合や、素材以外に材料として使用する場合は、工事担当課長の判断により検査方法等を決定する。
- 注4) 材料番号201~203、501~512、514~516及び705の材料で、橋梁工事に使用するもので、「鋼けた製作に係る社内検査実施要領」の対象となるものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とするが、検査方法は同要領に基づくものとする。
- 注5) 材料番号410~418のアスファルト混合物のうち、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象となっているものについては「事前審査認定書(写)」を提出し、なっていないものについては、配合報告書を作成し、「承諾申請書」を提出のうえ、「試験による検査」により品質を確認すると共に、試験研究機関の試験結果を提出するものとする。
- 注6) 材料番号301~306の材料は、手練りコンクリートや地盤改良工事等において、工事現場で使用する場合に限り、材料検査を行う。
- 注7) 材料検査の技術的基準は、「土木材料仕様書」及び特記仕様書等によるものとする。
- 注8) (財)日本下水道協会の認定適用資器材(Ⅱ類)並びに認定資器材を使用する場合に適用する。  
検査にあたっては、当該製品に表示(刻印等)されている認定標章(マーク)を確認する。
- 注9) 材料の仕様は、監督員の指示による。
- 注10) 本表の材料番号は、「土木材料仕様書」の材料番号と同一のものである。
- 注11) 材料番号108~112、116及び312の材料で、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象となる舗装材料として使用するものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とし、提出書類の区分は「監督」とする。
- 注12) 「承諾申請書」又は「監督員資料提出届」の提出対象になっていないものについても、監督員の指示により、その他の資料を提出する。
- 注13) 供給者別に試験成績表を提出する。
- 注14) 試験研究機関の試験結果を提出する。
- 注15) 配合報告書を提出する。
- 注16) 国道、都道、区道又は市道への接続が行われる道路工事等において、相手方の管理区分内に相手方が定める仕様に基づいた構造物(街路灯、標識、防護柵等)を築造することがある。  
この場合は、相手方の仕様を承諾書に添付する。
- 注17) J I S等規格品以外は、「土木材料仕様書」に従い試験が必要となる。

### 別表3

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。  
 ①は、試験成績表による。  
 ②は、設計図書又は承諾図による。  
 ③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

#### 建築工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
土工事	土（埋戻し、盛土）		②		
地業工事	既成コンクリート杭、鋼杭			○	J I S 規格品等の場合
	鉄筋			○	J I S 規格品の場合
	コンクリート		①		
	杭周固定液、根固め液		①		
	割り石、砂、砂利		②		
鉄筋工事	鉄筋			○	J I S 規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート	○	①		試験は JIS 規定外材料等※
	合板型枠			○	J A S 規格品の場合
	鋼製デッキプレート		②		
鉄骨工事	鋼材			○	J I S 規格品の場合
	高力ボルト			○	J I S 規格品等の場合
	鉄骨原寸検査	○			注) 1
	鉄骨製品検査	○			注) 2
	デッキプレート製品		②		
	無収縮モルタル		①		
コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事	コンクリートブロック			○	J I S 規格品の場合
	ALCパネル			○	J I S 規格品の場合
	押出成形セメント板			○	J I S 規格品の場合
防水工事	ルーフィング類(防水工事用アスファルト、断熱材含む)			○	J I S 規格品の場合
	塗膜防水主材			○	J I S 規格品の場合
	シーリング材			○	J I S 規格品の場合

※標準仕様書で試し練りを省略することができるもの以外

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
石工事	石材		②③		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材		①② ③		
屋根及びとい工事	長尺金属板		②		
	折板		②		
	とい		②		
金属工事	金属製品		②		
	金属材料		③		
左官工事	左官材料		③		
	仕上げ塗材		③		
	ロックウール		③		
建具工事	アルミニウム製建具		②		
	鋼製建具（高さ4m以上）	○			注) 3
	鋼製建具類		②		
	木製建具		②		
	シャッター		②		
	ガラス		③		
カーテンウォール 工事	メタルカーテンウォール	(○)	②		注) 4 (○) 特注品
	P Cカーテンウォール	(○)	②		(○) 特注品
塗装工事	塗料		③		
内装工事	内装材料		③		
ユニットその他工事	ユニット製品（内部）		②		
外溝工事	ユニット製品		②		J I S規格品の場合
	舗装材料			○	
	舗装工事製品		②		



(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

## 建築工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
植栽工事	樹木（株物・芝類含む）		②		
	屋上緑化システム		②		
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、J I Sその他の規格品は、照合による検査を行う。

### 注) 1 鉄骨原寸検査

標準的形状の建築物の場合、実物大の床書き現寸図については、通常作成しないが、部分図を含め、コンピュータによらず床書き現寸図を採用する例としては、次のようなものがある。

① 曲率や90° 以外の取合い角度を有する変形した建築構造物の場合

② 溶接作業及び高力ボルトの締付けが困難と判断される箇所が存在する場合

③ 納まりが複雑で工作図からの直接読取が困難な箇所が存在する場合

よって、上記①②③に該当する場合は、鉄骨現寸検査を実施する。

### 注) 2 鉄骨製品検査

監督員の検査については、受注者が作成した受入検査報告書の内容を確認し、適否を判断することが原則であるが、必要に応じて受注者の受入検査時に製品に対し直接検査を行う。

鉄骨の製品検査は、柱等の主要製品及び現寸検査箇所の製品検査を実施する。

柱等の主要部材検査時に、大きな指摘がなく、かつ、品質管理体制が良好と認められた場合は、2回目以降は「立会による検査」ではなく、受注者の受入検査報告書による確認検査とする。

なお、製品検査時に溶接部の超音波探傷試験結果及び平成12年建設省告示第1464号の規定による溶接部のずれ、食いちがいの計測結果を確認する。

（参考）東京都建築工事標準仕様書

#### 7.3.12 製品検査

(1) 製品は、「7.1.5 品質管理基準」の社内検査合格後、必要に応じて監督員による製品検査を受ける。

(2) 不良箇所は、速やかに手直しを行い再検査を受ける。

### 注) 3 鋼製建具（高さ4m以上）

清掃工場外壁に設置される機器搬入用両開戸を想定している。

ほとんどの場合、防音扉になるので、遮音性能等の確認が必要となる。

また、扉の変形防止のための力骨、補強板の確認を行う。

### 注) 4 メタルカーテンウォール

アルミ建具連窓で外壁を構成する場合、メタルカーテンウォール（特注品）に準じて立会い検査とする。立会い検査時に、仮組みを行うかどうかは設計特記による。

別表4

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

## 建築機械設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
共通工事	ボイラ類		①		
	膨張タンク		①		
	ポンプ類（含水中）		①		
	防振架台		②		
	減圧弁		③		
	安全弁		③		
	温度調整弁		③		
	定水位調整弁		③		
	管類			○	
	継手類			○	
	スリーブ		③		
	配管用支持金物		③		契約図書に特記があるもの
	配管用接合材料		③		契約図書に特記があるもの
	防振継手類		③		
	フレキシブルジョイント類		③		
	保温材・外装材・補助材		③		
	塗装材・防錆材			○	
	一般用弁類			○	
	電磁弁、電動弁類		③		
	ボールタップ類		③		
	ストレーナ類			○	
量水器		③			
計器類			○		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築機械設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
給排水衛生設備工事	ろ過機		①		
	飲料用冷水機		③		
	消火機器	○	②		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	衛生器具類		②		
	給水栓類		②		
	温水発生機等		①		
	湯沸器類		③		
	排気筒		③		
	水槽類	○	①		試験は、一体型のもの
	貯湯タンク	○	①		試験は、鋼板製又はステンレス製で一体型のもの
	グリース阻集器		②		
	排水金物類		③		
	通気金物類		③		
	掃除口類		③		
	トラップ類		③		
	枳材		③		
	マンホール蓋類		②		
	弁きょう類		③		
	冷蔵庫類		②		
	熱調理機器類	○	②		試験は、病院施設のように大規模なもの
食器洗浄機類	○	②		試験は、病院施設のように大規模なもの	
流し・作業台類		②			
棚類		②			

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築機械設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
ガス設備工事	燃焼機器類		②		
	警報・安全装置		②		
	ガス栓類		③		
空気調和設備工事	環水タンク	○	①		試験は、鋼板製又はステンレス製で一体型のもの
	ヘッダー類		①		
	蒸気用安全弁		①		
	放熱器使用器具類		③		
	トラップ類		③		
	冷温水発生機		①		
	冷凍機		①		
	冷却塔		①		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		②		汎用品のものとする
	ユニット形空気調和機		①		
	ファンコイルユニット類		②		汎用品のものとする
	パッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	マルチパッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	コンパクト形空気調和機		①		
	空気清浄装置		②		
	加湿器		②		汎用品のものとする
	送風機類	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	全熱交換ユニット		②		汎用品のものとする
	全熱交換器	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	圧力扇		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築機械設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
空気調和設備工事	天井換気扇		②		汎用品のものとする
	吸込口類		②		
	吹出口類		②		
	排煙口類		②		
	ダンパー類		②		
	フード類		②		
	風量ユニット類		②		
	氷蓄熱ユニット		②		
	熱交換器		②		
	グリス除去装置		②		
	ダクト用材料		③		
	フレキシブルダクト		③		
	ダクト接続材料		③		
	たわみ継手		③		
	風量測定口		③		
煙道		②			
自動制御設備工事	中央監視盤		②		
	端末装置		②		
	自動制御盤類		①		
	自動制御機器類		②		
昇降機設備工事	エレベーター	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	小荷物専用昇降機		①		
	エスカレーター	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
医療ガス設備工事	医療ガス設備類		②		
浄化槽設備工事	浄化槽		②		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築機械設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
その他関連工事	電動機		①		
	機械架台		②		
	コンクリート		①		現場練コンクリートを除く
	鉄筋			○	
	鋼材			○	
	骨材類		②		
	電線管			○	
	電線類			○	
特殊配管設備工事	機器類及び付属品		①		
搬送装置設置工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
特殊排水処理設備工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
コージェネレーションシステム工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
その他設備工事	洗濯機器類		②		
その他特注品		○			大規模施設における汎用品以外の特注品
その他					この表にない品目については、工事担当課長がその都度定める。

注：上表の品目で、J I Sその他の規格品は、照合による検査を行う。

別表5

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。  
 ①は、試験成績表による。  
 ②は、設計図書又は承諾図による。  
 ③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

## 建築電気設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
電力設備工事	電線・ケーブル類			○	
	管類及び付属品			○	
	線び類			○	
	ボックス類			○	
	金属ダクト		②		
	ケーブルラック		③		
	防火区画貫通処理材			○	
	配線器具		③		
	自動点滅器		③		
	換気扇		③		
	液面電極		③		
	照明器具（特注品）		①		屋内外工事
	照明器具（市販品）		③		
	照明器具（公共照明器具）			○	
	電動昇降装置類		③		
	誘導灯信号装置			○	
	照明制御盤		③		
	分電盤、制御盤、端子盤		①		
	電動機用遮断器			○	
	雷保護設備				
	避雷導線		③		
	接地材		③		
	突針			○	
	同上支持ポール		②		
	外線材料				
	電柱類（コンクリート柱）			○	
マンホール、ハンドホール及び鉄蓋		①②		鉄蓋①、地中箱②	

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築電気設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
受変電設備工事	キュービクル式配電盤高圧	○			
	変圧器盤	○			
	コンデンサ盤	○			
	高圧スイッチギヤ	○			
	低圧スイッチギヤ	○			
	開放形配電盤	○			
	特別高圧スイッチギヤ	○			
	系統連携保護盤	○			
	高圧交流遮断器			○	
	高圧変圧器			○	
	高圧進相コンデンサ及び直列リアクトル			○	
	受変電用低圧進相コンデンサ及び直列リアクトル			○	
	高圧断路器			○	
	高圧避雷器			○	
	高圧限流ヒューズ			○	
	高圧負荷開閉器			○	
	高圧電磁接触器			○	
	高圧カットアウト			○	
	特別高圧機器				
	交流遮断器	○			
	変圧器	○			
	断路器	○			
	避雷器	○			
特別高圧監視制御装置	○				
接地材		③			



(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築電気設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
電力貯蔵設備工事	直流電源装置	○			蓄電池要領 200Ah 以上で構成する場合に限る。
	直流電源装置		①		上記以外の場合
	交流無停電電源装置	○			
	交流無停電電源装置		③		簡易形
発電設備工事					
発電機（原動機含む）	発電機（50 k VA を超える場合に限る）	○			
	配電盤（50 k VA を超える場合に限る）	○			
	発電機（50 k VA 以下）		①		
	配電盤（50 k VA 以下）		①		
	油槽		①		
	水槽		①		
	架台		②		
	空気槽		①		
太陽光発電装置	太陽光発電装置（特注品）	○			
	太陽光発電装置		③		特注品を除く。
	架台		②		
燃料電池発電装置	燃料電池発電装置	○			
風力発電装置	風力発電装置	○			
通信・情報設備工事					
通信・情報キャビネット等 構内情報通信網装置	通信・情報キャビネット		②		
	構内情報通信網装置		③		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築電気設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考	
		試験	確認	照合		
通信・情報設備工事 構内交換装置	交換装置（特注品）	○				
	交換装置		③		特注品を除く。	
	局線中継台（特注品）	○				
	局線中継台		③		特注品を除く。	
	交換装置用パッケージ及びユニット		③			
	局線表示盤		③			
	各種電話機		③			
	警報表示盤		③			
	電子ボタン電話装置		③			
	情報表示装置	出退表示装置		③		
		親時計（電源装置含む）		③		
		子時計		③		
	映像・音響装置	映像・音響装置（ローインピダンス）		③		
		スピーカ		③		
プロジェクタ			③			
スクリーン			③			
マイクロホン			③			
ワイヤレスマイク			③			
CDプレーヤー			③			
オーディオレコーダ			③			
Blu-ray/DVD プレーヤー・レコーダ			③			
カラーモニタ・カラーモニタテレビ			③			
書画カメラ		③				
テープレコーダ		③				

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

建築電気設備工事

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
通信・情報設備工事 放送装置	業務放送装置（ハイインピダンス）		③		
	インターホン及びテレビインターホン		③		
	駐車場管制装置	管制盤		③	
自動火災報知装置	検知器		③		
	信号灯・警報灯		③		
	発券機		③		
	カーゲート		③		
	カードリーダー		③		(P・R形)
	受信機			○	
自動閉鎖装置	副受信機・表示装置			○	
	発信機			○	
	感知器			○	
	自動閉鎖装置			○	
非常警報装置	非常放送装置			○	
	非常ベル			○	
	ガス漏れ火災警報装置	ガス漏れ火災警報装置			○
中央監視制御設備工事	警報盤		③		
	監視制御装置		③		
舞台照明設備工事	操作卓・調光装置	○			
	舞台照明器具		③		
舞台音響設備工事	調整卓・増幅器	○			
	スピーカ		③		
その他	気象観測装置		②		
	交通信号装置		②		
	航空障害灯閃光装置		②		
	航空障害灯制御装置		②		

別表6

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

◎：試験成績書及び承諾図書等による。

○：承諾図書による。

プラント工事（焼却炉・その他準ずる設備）

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考	
		試験	確認	照合		
共通機器・ 工事資材	ポンプ・水中ポンプ		◎		本表別記載は、それによる。	
	送風機、ファン類		◎		本表別記載は、それによる。	
	空気圧縮機本体		◎		計装・雑用・集じん器・飛灰搬送用	
	空気圧縮機除湿装置		◎			
	攪拌機		◎			
	電動機（高圧）	○				
	電動機（100kW 以上）		◎			
	電動機（100kW 未満）		○			
	自動クレーン	○				本体、バケット、駆動装置、 自動運転装置、電気設備
	天井走行クレーン	○				
	ホイストクレーン		◎			
	コンベア類本体		○			
	コンベア類駆動装置		◎			
	減速機類		○			
	カップリング類		○			
	油圧駆動装置類		◎			
	電動駆動装置類		◎			
	油圧・空気圧シリンダ		○			
	電油操作器		◎			
	ガス密閉用ダンパ	○				
	ガス流量調節ダンパ等		○			
	インバータ制御盤	○				
	遠方監視操作・制御に係る制御盤	○			機付制御盤含む。	
	上記以外の制御盤		◎			
	現場機器操作盤		◎			
	分電盤		◎			
	端子盤類		○			
	I/O盤		○			
	第一種・二種圧力容器	○			本表別記載は、それによる。	
	消音器類		○			
槽類・大気開放タンク	(○)	◎		(○) 鋼板製又は ステンレス製で一体型のもの		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

◎：試験成績書及び承諾図書等による。

○：承諾図書による。

プラント工事（焼却炉・その他準ずる設備）

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
共通機器・ 工事資材	ボイラ・タービン関連の管材		◎		本表別記載は、それによる。  (○) J I S等規格品の場合  (○) J I S等規格品の場合
	上記以外の管材			○	
	バルブ類			○	
	一般配管、継手、フランジ			○	
	歩廊、階段、手摺		○		
	グレーチング、支持金物等		○		
	保温材・断熱材・ケーシング材		○		
	塗料類			○	
	金属材料		○	(○)	
	ボルト、ナット類			○	
	ダクト、ラック		○		
	電線管類			○	
	電線、ケーブル類		○	(○)	
	照明器具、安定器			○	
配線器具、スイッチ、コンセント			○		
給じん設備	ごみ計量機		◎		
	ごみバンカゲート本体		○		
	ごみホッパ、ホッパゲート本体		○		
	ホッパブリッジ解除装置本体		◎		
	ごみ破砕機、破袋機	○			
	ダンピング装置本体		○		
	ごみ供給装置	○			
焼却炉本体 設備	焼却炉鉄骨及びケーシング	○			鉄骨原寸、製品検査
	ガス化熔融炉鉄骨及びケーシング	○			鉄骨原寸、製品検査
	フィーダ、ストーカフレーム	○			鉄骨原寸、製品検査
	ストーカ		◎		
	ストーカ駆動装置		◎		
	炉ホッパ及びシュート		○		
	バーナ装置		◎		
	耐火物（特殊仕様品）		◎		
	耐火物（一般仕様品）		○		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

◎：試験成績書及び承諾図書等による。

○：承諾図書による。

プラント工事（焼却炉・その他準ずる設備）

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
焼却炉本体 設備	鋳物製品（耐火）		◎		
	散気装置		○		
	不燃物抜出装置		○		
	砂循環装置		○		
	循環用エレベータ		○		
	砂貯留槽		○		
	砂供給装置		○		
	砂分離（分級）装置		◎		
	熱分解ドラム		○		
	熱分解残さ選別装置		◎		
	チャー供給装置		○		
灰処理設備 飛灰搬出設備	飛灰貯槽		○		
	定量フィーダ		○		
	飛灰混練機		◎		
	飛灰積込装置		◎		
	ダスト解砕機		◎		
	飛灰空気輸送装置		◎		
	集じん器		○		
	集じん器ファン		◎		
	真空掃除装置		○		
灰処理設 備（灰溶融）	灰溶融炉鉄骨及びケーシング	○			鉄骨原寸、製品検査
	プラズマ発生装置	○			
	ガスバーナ		◎		
	電極昇降装置・接続装置	○			
	溶融炉灰投入装置	○			
	磁選機	○			
	破碎機	○			
	灰ふるい		◎		
	SS分離機		◎		
	鉄分洗浄装置		◎		
	スプレッタ		○		
	計量器		◎		
	灰貯槽本体		○		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

◎：試験成績書及び承諾図書等による。

○：承諾図書による。

プラント工事（焼却炉・その他準ずる設備）

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
灰処理設備 (灰溶融)	ブリッジ防止装置		◎		飛灰混練も同様
	飛灰加湿装置本体		◎		
	スカム除去装置		○		
	混練機		◎		
	乾燥機		◎		
	各種ホッパ		○		
汚水処理設備	キレート吸着塔		◎		
	水銀ガス吸着塔		◎		
	脱水機		◎		
	薬液自動溶解装置		◎		
	薬液注入装置		◎		
	急速ろ過器本体		○		
	汚泥引き抜き装置		○		
通風設備	風道		○		
	炉冷却ファン	○			
	押込ファン	○			
	環流ファン	○			
	蒸気式空気予熱器	○			
	エキスパンション		○		
煙道設備	誘引ファン	○			
	中間ファン	○			
	煙道		○		
	エキスパンション		○		
集じん設備	集じん器本体		○		
	減温塔		○		
	消石灰、活性炭貯槽		○		
	消石灰、活性炭供給装置		○		
	ダスト解砕機		◎		
	リフトタンク		◎		
	環境集じん器		○		
	環境集じん器ファン		◎		
塩化水素 除去設備	循環ファン本体	○			
	循環ポンプ		◎		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

◎：試験成績書及び承諾図書等による。

○：承諾図書による。

プラント工事（焼却炉・その他準ずる設備）

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
塩化水素 除去設備	排ガス洗浄塔		○		
	蒸気式ガス再加熱器	○			
	減湿用冷却塔		○		
	混合器		○		
	熱風発生装置		◎		
窒素酸化物 除去設備	アンモニア水貯槽		○		
	アンモニア気化装置		◎		
	脱硝反応塔		○		
	触媒		◎		
煙突設備	内筒		◎		
	荷揚装置		◎		
	避雷設備		○		
	航空障害灯閃光装置		○		
	航空障害灯制御装置		◎		
ボイラ設備	ボイラ架構	○			鉄骨原寸、製品検査
	ボイラ本体	○			
	エコノマイザ	○			
	ボイラ給水ポンプ	○			
	ボイラ循環ポンプ	○			
	過熱器	○			
	安全弁	○			
	高圧蒸気だめ	○			
	スートブロワ（本体）		○		
	ボイラ用薬液注入装置	○			
	缶水連続ブロー装置		◎		
	缶水連続測定装置		○		
	ボイラ設備主要バルブ	○			
	その他のバルブ		○		
脱気器		◎			
発電設備	蒸気タービン	○			本体、減速器、発電機、起動盤、 励磁盤、遮断器盤
	発電設備主要バルブ	○			
	その他のバルブ		○		



(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

◎：試験成績書及び承諾図書等による。

○：承諾図書による。

プラント工事（焼却炉・その他準ずる設備）

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
発電設備	蒸気タービン発電機補機		○		(○) 50kVA を超える場合 (○) 50kVA を超える発電機用 (○) 50kVA を超える場合 (○) 50kVA を超える発電機用
	大気放出装置		○		
	保安動力発電装置	(○)	◎		
	発電装置起動用直流電源盤	(○)	◎		
	非常用発電装置	(○)	◎		
	発電装置起動用直流電源盤	(○)	◎		
	燃料小出し槽		○		
	発電機用クレーン	○			
	燃料電池発電装置	○			
余熱利用設備	給熱蒸気だめ		○		
	高温水熱交換器		○		
	高温水タンク		○		
	温水タンク		○		
	高温水用薬液注入装置		◎		
蒸気復水設備	タービン排気復水器		◎		
	エゼクタ		◎		
	排気復水タンク		○		
	排気復水ポンプ		◎		
	脱気器給水ポンプ		◎		
純水設備	イオン交換塔		◎		
	加熱装置		○		
	純水装置制御盤	○			
	イオン交換樹脂		◎		
電気設備	特高・高圧電力設備機器及び盤	○			(○) ACB 盤  (○) 特注品 (○) 特注品
	電力監視装置	○			
	コントロールセンター盤	○			
	アクティブフィルタ	○			
	低圧配電盤	(○)	◎		
	バスダクト		◎		
	直流電源装置	(○)	◎		
	無停電電源装置	(○)	◎		
	N A S 電池等		◎		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

◎：試験成績書及び承諾図書等による。

○：承諾図書による。

プラント工事（焼却炉・その他準ずる設備）

工事等の区分	品 目	検査の種類			備 考
		試験	確認	照合	
計装・自動 制御設備	自動制御設備	○			焼却炉、熔融炉、共通設備、受変電設備、 発電設備、動力設備、クレーン、中央処 理装置等
	中央監視操作設備	○			
	車両管制装置	○			
	帳票用電子計算機システム	○			
	排ガス状況表示盤	○			
	I T V 装置		○		
	電子計算機周辺機器		○		
	連続分析測定装置		◎		
	発信器、調節計などの制御機器		◎		
給水設備	主要バルブ		(○)	○	(○) 圧力 2MPa 以上かつ口径 150mm 以上
	その他のバルブ			○	
破砕設備	破砕機	○			
分別設備	コンテナ移動装置	○			
	コンテナ本体		○		
	ゴミ、アルミ、鉄等圧縮装置	○			
	サイロ		○		
	選別機（アルミ、鉄、風袋）	○			
その他設備	道路情報表示装置	(○)	◎		(○) 多目的表示形
	交通信号装置		◎		
	脱臭器本体及びファン		◎		
	炉内清掃用集じん器本体		○		
	炉内清掃用集じん器ファン		◎		
	真空掃除装置本体		○		
	真空掃除装置吸引ブロワ		◎		
	説明用調度品		○		
	ビデオ説明装置		○		
	無線通話装置		○		
	バンカ内自動火災検知装置		◎		
	エアシャワー装置		○		